

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
100010	林地における開発行為の許可を要しない事業の拡充	森林法第10条の2、森林法施行規則第5条	森林法第10条の2の規定に基づく林地開発許可制度は、保安林以外の森林において開発行為を行う場合に、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう、開発行為の適正化を図るため、法第5条に定める地域森林計画の対象の私有林における一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制としているものがある。	現行法では、林地開発の許可が必要とされている林業用共同利用施設を林地における開発行為の許可を要しない事業とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつある。これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。間伐材を搬出し、用途別に仕分けるためには木材を一箇所に集積する場所(土場)を必要とし、特に新たな仕向先となる木質バイオマス発電用燃料(チップ)は木材(チップ)の水分率が重要で、数か月以上は積み重ねを行い水分調整を行う必要がある。従来以上に広い木材の集積場が必要となる。同時に木材加工施設(チップ製造施設等)を設置する場合においても、集積場に加え加工施設用地が必要となり、さらに広い用地が必要となる。しかし、当地域の森林率は85%であり、農地等で広い用地を確保することは優良農地を失うことになり、著しい困難である。森林組合等が設置する林業用共同利用施設(木材集積場、木材加工施設等)は木材の生産現場に近い場所に設置することが効率的で林地内に設置することがふさわしい施設であり、森林法施行規則第5条第6号で開発行為の許可を要しない事業とされている。漁港漁場整備法第3条の漁港施設と同様に公共性が強い施設であると考え、許可を要しない事業とすることで、事業の計画から事業までの期間が短縮され経済効果が早期に発現される。また、伐採・搬出を行う森林に隣接して施設を設置することで、搬出、輸送、仕分け、加工の一連の工程が効率的に行え、木材生産の効率化、低コスト化や地域の林業の活性化が図られる。	C	-					C	-		自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1 0 1 6 0 1 0	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省	
100020	森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の緩和	森林法第15条	森林経営計画は、法第11条の規定に基づき、森林所有者等が一定の面積のまとまりを持つ森林を対象に、森林の経営の長期の方針や5年間の伐採・造林・間伐の目標、森林の保護等の計画を作成し、当該計画について、市町村長等が市町村森林整備計画との適合を審査し、認定するものである。当該計画に基づき間伐や作業路の開設等を実施した場合、当該森林経営計画の期限との計画に規定する伐採等が完了した日から30日以内に伐採等の届出を提出することとしている。なお、森林経営計画に基づく伐採及び造林については、森林法第10条の8に規定する事前の伐採及び伐採後の造林の届出の提出義務は免除されている。	現行法で規定されている森林経営計画に係る森林の伐採等の届出については、認定森林所有者等が、市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐の実施及び作業路の設置を行う場合はこれを不要とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事業への努力と経費を要している。森林GISの活用に加え伐採届等の関係者が関係する事業の効率化を図ること、さまざまな木材の需要に応じて木材の用途とコストの削減につながる。地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。間伐の実施及び作業路の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものとする。	C	-					C	-		自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1 0 1 6 0 2 0	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省	
100030	保安林における間伐の届出等の緩和	森林法第34条の3、森林法施行規則第67条～第70条	保安林において、当該保安林に係る指定事業要件(保安林の指定目的の達成のために定められている。立木の伐採の方法や間伐等の森林地上上の要件)に適合する間伐しようとする者は、森林法第34条の3第1項の規定に基づき、間伐を開始する日算30日から20日までの間に、都道府県知事に届出を提出しなければならないこととしている。森林経営計画は、森林法第11条の規定に基づき、森林所有者等が一定の面積のまとまりを持つ森林を対象に、森林の経営の長期の方針や5年間の伐採・造林・間伐の目標の整備・森林の保護等の計画を作成し、当該計画について、市町村長等が市町村森林整備計画との適合を審査し、認定するものであるが、当該認定を受けた計画に基づく間伐であることをもって、保安林における間伐の届出を不要とすることはしていない。	現行法で規定されている保安林における間伐の届出については、認定森林所有者等が指定事業要件並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐を行う場合は、これを不要とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事業への努力と経費を要している。森林GISの活用に加え、保安林における間伐の届出等の事務が関係者が関係すること、さまざまな木材の需要に応じて木材の用途とコストの削減につながる。地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。保安林における間伐の実施及び作業路の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものとする。	C	-				C	-		自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1 0 1 6 0 3 0	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省		
100040	農用地区域内における農家レストラン設置の特例	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	農用地区域内では、農用施設として耕作又は養蚕の業務に必要な施設(畜舎、温室、その他農業物の生産、集荷、選別、貯蔵又は出荷等に供する施設、耕作又は養蚕の業務を営む者が設置・管理する農産物の加工工場又は販売の用に供する施設)の設置が可能である。	6次産業の推進による地域農業の発展を図るため、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に規定する農用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加する。	【実施内容】 既存のハウスを中心に広葉野菜の展示栽培を公開し各方面からの見学者の受け入れと観光客の誘致を図り、広葉野菜の営業活動を勧め、野菜の一大産地を形成する。位置的には、庄内の観光地の羽黒山から鶴岡市内への中間地点にあり、全国から集めた栽培野菜の種類多さと有名シソ科料理の話題性により周辺の観光地の中継地点として新たな観光地となつて見込まれる。さらに全国へ野菜の供給をめざし、新規就農者や若手農業経営者を募り、地域内の耕作放棄地を再生させることが可能となる。日本の食を支える在来の広葉野菜の生産拠点を世界に発信し輸出したい。よって、農業振興地域の振興に関する法律第3条第4号に規定する農用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加したい。 【提案理由】 放棄されていたハウスを中心として6次産業を計画していたが消費者にその利用について広めるには実際に料理として提供して行くことが必要であるが、当該地は農用地区域内に農家レストランの設置ではない現状にある。しかし、広葉野菜、誘客するためには農家レストランは非常に効果的であり、必要不可欠である。当該地は不在地主によって10年以上にわたって耕作放棄地となつていたため早くに耕作するのは困難な状況にあった。市の担当課より周辺の農用地区域外可能な場所への設置を提案されたが、そこは現在耕作されている農地であり、耕作放棄地を有効に活用する意味でも当該地に設置するのが妥当と思われる。 【代替措置】 将来的には、当該地周辺の区画約4ヘクタールにわたり野菜を産出し広大な耕作地帯として形成する計画である。	D	-						D	-		農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を調理して提供する場合に農用施設となり、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域の活用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地区域内設置については、平成26年の地方からの提案書に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討することとしている。	1 0 1 7 0 1 0	株式会社庄内パルディーノ	山形県	農林水産省
100050	交換分合制度の対象地の緩和	土地改良法第97条第1項	二人以上の耕作業者等が、一定の農用地を定め、交換分合を行うべきことを議決した場合、当該農業委員会は、その議決を承認するときは、その農用地に限り交換分合を行うための交換分合計画を定める。	「事業の対象地である一定の農用地」の設定については、面的なつながりを持つ「一団」となっている農用地に加え、飛び地を含むものの一団となっていない農用地についても認める。	1. 特区で実施したい内容 交換分合計画における一定の農用地においては、事業実施区域を面的なつながりを持つ一団だけでは無く、飛び地がある場合はそれも併せて事業実施区域とする。 2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など) 耕地集約の拡大希望が多く、多少離れていても隣接地などでの売買が多く、飛び地の耕作は農業機械の移動等で効率的な作業が行われていない状況となっている。今後も耕地面積の拡大により、このような事例も増えてくる想定されるが、当事業の採択要件が緩和されることで、面的な耕作面積の集約が促進されることとなる。 *事業実施区域を面的なつながりを持つ一団の農用地とした場合、交換分合計画の作成、計画の決定に際して、様々な利害関係の存在により同意の取得が円滑に進まない実情にある。(地区外と地区内の農用地の交換によって、双方が経営地を面的にできる場合に限り交換の対象にするなど規定の制度にとらわれない柔軟な対応で大きな事業効果が望まれる)	D	-						D	-		1 0 2 2 0 1 0	帯広市	北海道	農林水産省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁			
100060	交換分合制度の権利移転に関する制限の緩和	土地改良法第102条	農用地の所有権についての交換分合計画は、所有者が取得すべき農用地及び失うべき農用地を定めなければならない。	・交換分合計画において、権利の交換を参加者全員に対して必須事項として義務付けず他人への権利の移転のみ及び自己への権利設定のみについても参加を認める。	1. 特区で実施したい内容 移転のみ、設定のみの権利移転についても交換分合制度の対象とする。 2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など) 移転のみ、設定のみの権利移転についても交換分合制度を活用できれば、地域における農地の流動化や計画的な集約化を促進することができる。	C	—			土地改良法における交換分合制度の趣旨は、一義的には農用地等に関する権利の交換により農地の集約化を図ることにある。したがって、交換される農用地については、用途、地積等の条件を勘案しておおむね同等とるように定めこととされており、提案にあるような移転のみ、設定のみの権利移転については、交換分合制度の趣旨を大きく外れるものである。	C	—		帯広市	北海道	農林水産省				
100070	農地中間管理事業の適用拡大	農業経営基盤強化促進法第7条第1号	農地中間管理事業としては、農地の売買を対象としていないが、特例として、農地中間管理機構は農地の売買を行うことができる。	農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象として認める。	1. 特区で実施したい内容 農地中間管理機構における農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象とする。 2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など) 本市においては、雇農や租税、規模縮小などにし、地域の関係者が協力して、所有権移転を主体とした担い手農業者への農地集積に取り組み、全国に比べ自作地の新設が高(買得の割合が小さい。今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地集積・集約化の目的はあつたものの、主として買得事業を対象としており、積算コストの削減、農地の地力を高める投資や適正管理を促進し、将来の安定した農業生産を確保するためには、所有権移転を進める必要がある。	D	—			北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による農地の集積・集約が円滑に進むようしていく必要があると考えます。このため、農業経営基盤強化促進法において農地中間管理機構の特例事業として農地売買等事業を規定し、知事判断で機構が買得事業を行えるよう措置していることと併せて(同法第7条)、御提案の内容は現行制度で対応可能です。	D	—		帯広市	北海道	農林水産省				
100080	農家レストランの農用地域内設置の容認	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定する。 農用地域内では、農業施設として耕作又は養畜の用に供する農地(畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は保管の用に供する施設、耕作又は養畜の業務を営む者が設置・管理する農産物の製造(加工)又は販売の用に供する施設)の設置が可能である。	収穫体験や農業体験により都市住民を誘客する農産物の生産施設に併設される農家レストランについて、農地法の農業施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	農家レストランは、農振法上の農業施設として認められていないため、農振農用地域内への設置が可能です。収穫体験や農業体験など、都市住民を誘客する農産物の生産施設と併設し、同一農地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。そのため、主として同一市町村内で生産される農産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	D	—			農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を調理して提供する場合に農業施設とみなし、農用地域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域の適用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地域内設置については、従来の農業施設の考え方を拡大するものであることから、まずは、国家的見地から国・地方公共団体・民間の三者が一体となってプロジェクトを推進する国家戦略特別区域において設置を認めるとし、国家戦略特別区域の下でその効果や適正の調査への影響等を検証した上で、全国展開についての対応を検討することとしたものである。当時は、国家戦略特別区域において検証を進めることとしており、対象を構造改革特区にまで拡大することは適切ではないと考えられている。	D	—		農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を調理して提供する場合に農業施設とみなし、農用地域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域の適用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地域内設置については、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下での活用率等について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討することとしている。	D	—		愛知県	愛知県	農林水産省
100090	木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための開伐事務手続きの簡素化	森林法第34条の3、森林法施行規則第67条～第70条	保安林において、当該保安林に係る指定地(保安林の指定目的の達成のために定められている。立木の伐採の方法や限度等の森林地上上の要件)に適合する開伐を行う場合は、森林法第34条の3第1項の規定に基づき、開伐を開始する日前30日から20日までの間に、都道府県知事に届出をしなければならぬこととされている。 「森林経営計画」の認定を受けた保安林での開伐については、森林法第11条の規定により市町村長の認定を受け「森林経営計画」に基づき実施する場合は、同法第34条にもとづく、届への届出書の提出を不要化	・保安林内における開伐については、森林法第34条の3の規定に基づき、伐採開始日の90～20日前までに、県へ保安林内開伐届出書の提出が義務づけられる。 一方、森林法第11条に基づく森林経営計画では、保安林指定の有無にかかわらず、所在場所別の開伐時期、開伐面積、開伐立木材積及び開伐方法を規定するほか、保安林では同指定地要件に定める基準に適合することを市町村長は確認した上で、同計画の認定を行うことができる。 一方で、森林法第11条の規定により市町村長の認定を受けた保安林経営計画に基づく開伐については、既に必要な情報入手できることから同法第34条の3の規定を適用せず、県への開伐届出書の提出をしないものとする。 提案理由: ・事務に不慣れな小規模な林業事業者にとっては、あらためて同様の内容を届け出る保安林内開伐届出書の作成事務は負担が大きい。 ・実施すれば、林業事業者の事務負担の軽減により、開伐を進め、開伐木の円滑な供給を通じ木質バイオマスを含め木材の活用促進を図ると共に、森林の手入れを進め、災害の防止や水資源の確保、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの公益的機能の維持・増進を図ることができる。	1 保安林制度は、国民の生命・財産に直結する災害の防衛等の公共の目的の達成に必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、一定の制限を課すものである。これら保安林の指定目的を達成するため、当該目的や現地の状況等を勘案して、それぞれの保安林の農用地・開伐等の指定地要件が定められている。都道府県知事は、保安林における開伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、当該開伐の内容が当該森林の状況に照らしてその保安林の指定地要件に適合しているかどうかを開伐を実施する前に確認し、必要に応じて指導や命令を行わなければならないこととされている。 2 一方、森林経営計画制度は、施策の集約化や路線整備を推進し森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨として森林所有者等が5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受けるものである。森林法に規定する森林経営計画に保安林制度上必要な情報を含めて認定した内容を反映させれば、市町村・都道府県の二重関係の強化により、都道府県が適切な保安林の制限管理を行うことは可能であり、森林所有者等の負担軽減に繋がると考えられる。 災害発生等の懸念があるのであれば、まずは森林法第25条第1項第4号以下の保安林での適用を検討する余地があると考えられる。	C	—			右提案主体からの意見 制度的異なる森林経営計画制度の認定基準と保安林制度の基準との整合性については、根拠法令が同じため法施行規則の改正等により対応が可能と考えられる。 具体的には、森林所有者等→市町村(森林経営計画制度所管)→都道府県(保安林制度所管)の三重関係を見直し、森林所有者等が作成する森林経営計画に保安林制度上必要な情報を含めて認定した内容を反映させれば、市町村・都道府県の二重関係の強化により、都道府県が適切な保安林の制限管理を行うことは可能であり、森林所有者等の負担軽減に繋がると考えられる。 災害発生等の懸念があるのであれば、まずは森林法第25条第1項第4号以下の保安林での適用を検討する余地があると考えられる。	C	—		保安林制度と森林経営計画制度とは、制度の趣旨や手法のほか、権限の所在も異なっている。 提案に関しては、たとえ保安林機能の維持・向上に必要な基準に適合する内容を記載した森林経営計画が予め作成されたとしても、市町村長は、保安林の管理に係る権限・責務を有さないため、保安林に係る開伐の届出の内容の適正性について判断できないことと、例えば、保安林における開伐の計画に對して必要な保安林制度上の命令や、森林法に違反して開伐を行われた場合に同じく保安林制度上の監督処分をなすこととできない。 また、市町村が都道府県の連携強化により、都道府県知事が、仮に森林経営計画書を用いて保安林に係る開伐の届出の内容の適正を判断しようとするれば、森林経営計画は5年間のままに森林地帯の計画を定めたものであるため、当該計画書は、個々の保安林毎に、保安林の開伐に係る届出書の記載内容である「実況に開伐を行う計画」、「実施期間」等を新たに記載してもらった上で、計画期間である5年分の詳細な計画書、当該計画の当時の認定申請時に認定しておく必要がある。その場合、当該計画の認定後、実際の開伐に着手する前に伐採許可や実施時期を決定することとなれば、その都道府県森林経営計画の変更手続きが必要となるなど、かえって市町村の事務の繁雑化や森林所有者等の計画認定請求の負担の増大を招くことになりかねない。 このため、市町村長が認定する計画に基づいて行開伐について、保安林制度上の都道府県知事への開伐の届出を不要とすることは不適切と考える。	C	—		兵庫県	兵庫県	農林水産省
100100	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	農地法第4条、5条、附則第2項	・農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には、当該計画について、市町村長等が市町村長(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・都道府県知事は、自分の関、同一の事業の目的に供するた2haを超える農地を農地以外のものにする行為に係る許可をしようとする場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。	農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると思が認められた大規模転用の場合は、国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止すること。	提案理由: 農地転用許可事務の大部分は地方が担っており、許可基準を明確に示すのが国の役割であり、わずかな件数(平成26年兵庫県農地転用許可)388件中、大臣許可0件、大臣協議1件)しかない大臣許可・協議案件に面談する必要はなく、明確な許可基準のもとに転用許可権限は地方に任せざるべきである。 事務手続きについては、地方取組においては相当期間をかけて事前審査を行った後、県からの協議書を受領するという運用がなされており、標準処理期間とどりの迅速な運用がなされていると見られる。	C	I			農地転用許可権限については、地方分権改革推進会議の農地・農村部において、全国的対応について検討が行われているところである。 農林水産省としては、平成21年の農地法改正法の附則第19条の規定及び昨年12月の「事務・権限の移譲に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)も踏まえ、新たな資料・農家・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。	D	I		兵庫県	兵庫県	農林水産省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100110	農協が農地を取得する場合の要件緩和	農地法第3条第1項第13号及び第2項本文ただし書き 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口及び第11条の14	組合員が出資する農協が、その地区内の農地等の保有及び利用の現状及び将来の見通しからみて、農業上の利用の増進を図るためには農協自身が農業経営を行うことが相当と認められる農地等について農業経営を行う場合には、その農地等についての費用負担による権利又は賃借権を取得することができる。	農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていないが、農協も農地を取得できるようにする。	<背景> 農業の担い手の減少・高齢化が進む中、農業を持続的に発展させるためには、多様な担い手を確保・育成することが重要である。 特に中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、とりわけ農業の活力が弱体化すれば、地域経済全体が沈下し、更に地域の存続、多面的機能及び本県の宝である地下水や土を守る重要な役割を果たせぬ地域が出てくるが予想される。 このような中、農業者の高齢化等により個々の農家では農業経営が困難な地域もあり、地域の喫緊に際し、農業者からの信用も無い農協自身が農業経営を行い、地域の担い手となることや、新規就農希望者等を雇用し仕事場の創出を積極的に推進することが必要となる。 <提案理由> 農協自身が農業経営に参加する場合には、農地を賃借して行うことも可能であるが、農協自身が農地を所有したほうが、地域の実情に応じた長期的なビジョンを持って農業経営に取り組むことができる。 また、農業経営を通して新規就農者や地域の担い手を雇用・育成し、将来的に担い手が独立する際に、農協の農地を所有させて独立させるなど、地域に根付いた担い手を育成することができる。	D	-	農地等の賃借権の存続期間については、民法の特例として、最長50年までの期間を設定することが可能となり、賃借権であっても長期的な視点に基づき農業経営を行うことは可能である。 また、農協が農地の所有権を取得して農業経営を行うことについては、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積内消化団体として同法第4条第3項第1号口に掲げる修繕事業として、当地形成のためのモデル的な経営の実証事業や担い手候補を育成するための研修事業を行う場合には可能とされており、御提案の内容は現行制度で対応可能である。	右提案主体からの意見 農地等の賃借権の存続期間については、民法の特例として、最長50年までの期間を設定することが可能となり、賃借権であっても長期的な視点に基づき農業経営を行うことは可能である。 また、農協が農地の所有権を取得して農業経営を行うことについては、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積内消化団体として同法第4条第3項第1号口に掲げる修繕事業として、当地形成のためのモデル的な経営の実証事業や担い手候補を育成するための研修事業を行う場合には可能とされており、御提案の内容は現行制度で対応可能である。	農地等の賃借権の存続期間については、民法の特例として、最長50年までの期間を設定することが可能となり、賃借権であっても長期的な視点に基づき農業経営を行うことは可能である。 また、農協が農地の所有権を取得して農業経営を行うことについては、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積内消化団体として同法第4条第3項第1号口に掲げる修繕事業として、当地形成のためのモデル的な経営の実証事業や担い手候補を育成するための研修事業を行う場合には可能とされており、御提案の内容は現行制度で対応可能である。	D	-	高齢農家から農地を買って欲しいとの要望に対しては、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業の実施により、農業協同組合(以下「農協」といいます。)が当該農地を買入れることも可能です。また、この場合、規模拡大等を希望する農業者等に農地を売り渡すまでの間、当該農地の保全管理のため農協が自ら耕作したり、農業の技術や経営方法の習得のための研修等の事業に活用することも可能であり、こうした仕組みを活用することにより御提案の内容を実現することは可能であると見られます。 なお、農地法上、農業経営を行うことを目的とした農地の所有については、持続的に農業経営を行うことが担保されている農業生産法人に限りこれを認め、農業生産法人以外の法人については、リース方式によることとされていると見られます。		1 0 3 2 0 1 0	熊本県	熊本県	農林水産省
100120	6次産業化事業体への地域ファンド出資比率の引き上げ	〇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第22条、23条 〇農林水産省告示第2556号	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくサブファンド(以下「地域ファンド」といいます)の出資比率の上限を引き上げて、農林漁業者及び連携企業の出資比率を低減させる。	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくサブファンド(以下「地域ファンド」といいます)の出資比率の上限を引き上げて、農林漁業者及び連携企業の出資比率を低減させる。	<背景> 本県は、高い農業生産能力や活発な農産物加工の取組み、豊富な森林資源等に加え、若い担い手の存在や地域に立地する多くの製造業の取組事業者など、高い付加価値を有しているが、この地域で生産された多くの農林水産物が地域外において加工されている現状がある。 また、県内で6次産業化・地産地消に基づき総合事業計画の認定を74事業体(以下「6次産業化事業体」といいます)が受けている(全国4位、九州1位)ところであるが、地域ファンドを活用した事業体は3事業体と低迷している。 このうち中、特に中山間地域などの企業の誘致が難しい地域においては、地域ファンドの活用を促進し、官民一体となって6次産業化の取組を企業化させることで地域の所得向上や仕事場の創出を図る必要がある。 <提案理由> 農林漁業者が地域ファンドを活用する際に、資金力不足がネックになるため、地域ファンドの6次産業化事業体に対する出資比率の上限を、現行の50%から75%まで引き上げる。 これにより、農林漁業者の出資負担の軽減が図られ6次産業化へ取り組みやすくなり、農林漁業者と加工流通などの連携企業と新たな地域ビジネスが展開され、所得の向上と仕事場の創出を推進することができる。	D	-	〇本年10月に、ファンド活用における農林漁業者の出資負担割合の軽減を図るため、一定の要件を満たした場合には、サブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう措置した(平成26年10月1日実施基準(告示)を改正)。 (※参考)サブファンドの出資割合引き上げの要件 ① 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること。 ② 高い収益性の確保が見込まれること。 ③ 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資すること。 〇また、上記措置を含め、企業等が農林漁業に参加してファンドを活用する場合は、農協等が活用事例、ファンド活用における資金調達の方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を策定・公表した(平成26年10月10日)。 〇このようにファンドが関係者の方々に幅広く活用されるよう措置を講じたところであり、現在、こうした措置の内容を現場レベルに十分浸透させるために、幅広く周知を行っている。 〇なお、1/2を超える出資割合の引き上げに係る要件を満たした場合は、制度上はサブファンドの出資比率を75%とするも可能となっているが、実際の出資比率の運用にあたっては、投資期間終了時における自社株買いによる資金回収などの見込みに照らして個別事業毎に機軸等が審査することとなる。	右提案主体からの意見 中山間地域における6次産業化は、当初から高い収益性の確保が難しいため、「②高い収益性の確保が見込まれること」を、「収益性の確保が見込まれること」、「1/2」を削除し緩和して頂きたい。	〇1/2超にサブファンドの出資割合を引き上げた場合、6次産業化事業体は、通常の出資(サブファンド出資割合1/2以下)の場合に比して、投資期間終了時に、より大きな資金回収を求められることとなる。 〇このため、6次産業化事業体は、投資期間終了時までには内部留保を拡大する必要があるため、そのためには対象となる事業活動に相応の収益性が求められること、出資割合引き上げの要件についての今回のご要望に即応することは困難である。 〇なお、6次産業化の取組については中山間地域においても多数取り組まれており、中山間地域の取組だからといって、高い収益性の確保が特に困難であるとの認識は持っていない。 また、具体的な相談案件がある場合には、サブファンド又はA-FIVEにご相談頂きたい。	農林水産省 基軸とした地方創生プロジェクト	1 0 3 2 0 2 0	熊本県	熊本県	農林水産省			
100130	森林組合が森林を取得して森林経営を行う場合の要件緩和	森林組合法第26条第1項	森林組合は、森林所有者の協同組織であり、本来、組合員からの委託等に基づく森林経営の一部の共同を遂行して、組合員の森林経営の増進及びその公益的機能の発揮に寄与することを目的とするもの。 一方、地区内における組合員所有森林以外の森林についても、その公益的機能の発揮を確保する必要があることから、組合員が自ら森林を保有し、経営を行うこと(森林経営事業)が特別に認められている。 森林経営事業は、組合員への直接委任を目的とする協同組織として本来予定している事業ではないこと。森林組合の経営全体がリスクを負うこと等、組合員の利益に大きく影響するものであることから、その実施に関しては、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることを要件としているところ。	森林組合は、自ら森林を取得し森林経営を行う場合、森林組合法により、組合員の3分の2以上の書面による同意が必要とされているが、森林所有者から所有権移転の申し出があった場合、森林経営計画を樹立する森林に限っては、書面による同意なしで森林を取得できるようにする。	<背景> 森林組合は、組合員の森林経営を支援するため、地域の森林を集約化し計画的に間伐等の施策を目指す森林経営計画の策定を進め、持続可能な森林経営を促進している。 しかし、組合員の中には、高齢化や長期の材価低迷により、森林経営へ意欲がない者が多く、その中には、所有権の移転を希望する組合員も少なくない。このことは、面的な集約化に大きな支障となっている。 また、今後の林業を展望した場合、低コスト・大ロットで木材を安定供給する必要があるが、案件による次第で、生産量・時期を自ら決定することが出来ず、安定供給や雇用が不安定なままである。 このため、森林組合が、所有権の移転を希望する組合員の森林を購入保有し、森林面積が小さいため経営計画樹立が困難であった経営意欲のある組合員の森林と併せて、有効な集約化を図ることで、「効率的な森林経営」、「木材の安定供給」、「担い手の確保・育成」が期待できる。 <提案理由> 森林組合自身が森林経営に参加する場合には、森林を経営の委託により行うことも可能であるが、所有者の経営意欲そのものが減退している今日、森林組合の森林取得を容易にすることにより、地域の喫緊に応じた長期的なビジョンを持って森林経営に取り組むことが期待できる。 また、市場等の動向を踏まえたうえで、所有する森林の伐採を検討するなど需給調整を図ることも考えられる。	D	-	森林組合は、森林組合法第9条第1項第3号に基づき、組合員から森林経営を目的とした森林の委託を引き受け行うことが可能である。 この場合、森林経営事業のような組合員の3分の2以上の同意を得る必要はなく、さらに、森林経営委託の契約期間の間、組合は当該森林を、委託規程に従い、自己の財産として管理・処分する権限を有することとなる。 したがって、森林経営委託を活用することにより、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることなく、提案にあるような長期的なビジョンを持った森林経営を行うことが可能である。	右提案主体からの意見 組合員の中には、高齢化や長期の材価低迷により、森林経営へ意欲がない者が多く、その中には、委託ではなく所有権の移転を希望する組合員も少なくない。また、森林組合が自ら取得して森林経営を行う場合は、組合員の3分の2以上の書面による同意が必要となり時期も異なるため、面的な集約化に大きな支障となっている。このようにことから、速やかに森林組合が取得し森林経営を行えるように緩和して頂きたい。	森林組合は、組合員のための事業を行う協同組織であり、組合員が自ら森林を保有し、経営を行うことは本来予定していないため、森林経営事業の実施にあたっては、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることが要件とされている。 一方、森林組合は、組合員からその所有する森林の委託を引寄せ、当該森林の所有権の移転を受けることで、数十年の長期にわたり自己の財産として経営することが可能となり、その間、委託者である組合員が当該森林の経営を自ら行う必要はない。 また、この場合、森林経営事業のように組合員の3分の2以上の書面による同意を得る必要はないことから、森林経営委託を活用することにより、集約化施策を円滑に進めることが可能である。	D	-	森林組合は、組合員のための事業を行う協同組織であり、組合員が自ら森林を保有し、経営を行うことは本来予定していないため、森林経営事業の実施にあたっては、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることが要件とされている。 一方、森林組合は、組合員からその所有する森林の委託を引寄せ、当該森林の所有権の移転を受けることで、数十年の長期にわたり自己の財産として経営することが可能となり、その間、委託者である組合員が当該森林の経営を自ら行う必要はない。 また、この場合、森林経営事業のように組合員の3分の2以上の書面による同意を得る必要はないことから、森林経営委託を活用することにより、集約化施策を円滑に進めることが可能である。	農林水産省 基軸とした地方創生プロジェクト	1 0 3 2 0 7 0	熊本県	熊本県	農林水産省